

(添付書類)

規則第6条関係

- 1 法人にあってはその登記事項証明書、個人にあってはその住民票の写し
* 概要書には不要です。

- 2 主として販売する物品の種類

小売業者	主として販売する物品
(株)	
(株)	
⋮	⋮

- * 決定済の小売業者ごとに、主として販売する物品の種類を記載してください。
* 未定分については、予定する販売物品の種類を記載してください。

- 3 建物の位置およびその建物内の小売業を行うための店舗の用に供される部分の配置を示す図面

- 建物位置図 * 建物の位置および周辺の幹線道路等の状況がわかる図面
* 出店地の周囲 3km ~ 5km 程度の範囲を含むもの
建物配置図 * 店舗の用に供する部分、その他の施設、駐車場、駐輪場、荷さばき施設等の配置がわかる図面
各階平面図 * 各小売業者または業態ごとに範囲を示した各階ごとの平面図

- 4 来客の自動車の台数等の予測ならびに来客の自動車を駐車場に案内する経路および方法

指針にあてはめた場合の必要駐車台数計算式

事項等		各事項算出のための計算式等 (AとCについては、商業地区とその他地区に注意してください。)
地区の区分	地区	(用途地域：_____)
S：店舗面積	千m ²	_____m ² × 0.001
A：店舗面積あたり 日來客数原単位	人/千m ²	商業地区 1,500 - 20 × S
		その他地区 1,400 - 40 × S
B：ピーク率	0.144	14.4% × 0.01
L：駅からの距離	m	(駅名：_____)
C：自動車分担率		商業地区 [L < 500] (7.5 + 0.045 × L) % × 0.01 [L 500] 30% × 0.01
		その他地区 50% × 0.01
D：平均乗車人員	2 人/台	
E：平均駐車時間係数		(30 + 5.5 × S) ÷ 60
必要駐車台数	台	A × S × B × C ÷ D × E (端数処理：小数点以下第1位を四捨五入してください。)

【参考】

大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針(平成17年3月30日経済産業省告示第85号：平成17年10月1日施行)に基づく必要駐車台数

店舗面積		1,000 m ²	900 m ²	800 m ²	700 m ²	600 m ²	500 m ²	
商業地区	駅からの距離別	0m	5	4	4	3	3	2
		50m	6	5	5	4	3	3
		100m	8	7	6	5	4	4
		150m	9	8	7	6	5	4
		200m	10	9	8	7	6	5
		300m	13	12	10	9	7	6
		400m	16	14	12	11	9	7
		500m	19	17	15	13	11	9
その他地区		29	26	23	20	16	14	

(単位：台)

特別の事情による駐車台数の算出(指針による計算式によらない場合のみ記載)

特別の事情の説明：
必要駐車台数_____台 算出根拠：

駐車場の分散確保の有無

駐車場の分散確保の有無	理由
有・無	

従業員等駐車場(業務用を含む)

事項	有無の別	当該小売店舗駐車場と共用・別途の別	収容台数	備考 (駐車台数算定の根拠等)
従業員等駐車場	有・無	共用・別途	台	(従業員数 _____人) (業務用車両台数 延べ約____台)

周辺見取図・来客の自動車を駐車場に案内する経路および方法

- 敷地周辺(出店地から半径1km程度)の道路の状況
 - * 道路幅員 / 交通規制 / 歩道の有無 / 横断歩道・歩道橋の位置現況 / 通学路の有無と位置
- 自動車の案内経路の表示(入・出場両方を記載)
 - * 来客自動車の案内経路 / 小売店舗以外の複合施設の利用者の案内経路 / 搬出入車両の運行経路 / 経路案内看板の設置場所 / 交通整理員の配置

5 荷さばき施設において商品の搬出入を行うための自動車の台数および荷さばきを行う時間帯

搬出入車両の車種・大きさ	搬出入時間帯	搬出入車両数	平均的な荷さばき処理時間
トン車	時 分 ~ 時 分	台	分
⋮	⋮	⋮	⋮
ピーク時の搬出入車両の台数		台	

* 搬出入車両の車種および大きさごとの搬出入計画を記載してください。

6 歩行者の交通安全について配慮した事項

項目	具体的な内容

7 来客の自動車および商品の搬出入を行うための自動車の混雑による交通渋滞が周辺道路において発生しないよう配慮した事項

項目	具体的な内容

8 営業、営業関連の機器の使用または施設の運営に伴い発生が予想される騒音に対して配慮した事項

項目	具体的な内容

* 騒音対策等に関しては、環境部環境課環境規制係に相談してください。

【参考】 指針に挙げられている騒音の種類

- 1 定常騒音（騒音レベルの変化が小さく、ほぼ一定とみなされる騒音）
 - ・冷却塔、室外機等から発生する騒音
 - ・給排気口等から発生する騒音
- 2 変動騒音（騒音レベルが不規則かつ連続的にかなりの範囲にわたって変化する騒音）
 - ・敷地内における自動車走行等による騒音（来客の自動車によるもの、荷さばき作業のための車両からの騒音を含む。）
 - ・荷さばき作業のための車両のアイドリング、後進警報ブザー等の騒音
 - ・廃棄物収集作業等に伴う騒音
 - ・BGM（バックグラウンド・ミュージック）、アナウンス等営業宣伝活動に伴う騒音
- 3 衝撃騒音（一つの事象の継続時間が極めて短い騒音）
 - ・荷さばき作業に伴う荷下ろし音、台車走行音等の騒音

【参考】

騒音に係る環境基準について（平成10年9月30日環境庁告示第64号）（抜粋）

環境基準は、地域の類型および時間の区分ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとし、各類型を当てはめる地域は、都道府県知事が指定する。

地域の類型	基準値	
	昼間 （午前6時～午後10時）	夜間 （午後10時～翌午前6時）
A A	50 デシベル以下	40 デシベル
A および B	55 デシベル以下	45 デシベル
C	60 デシベル以下	50 デシベル

（注）1 A Aを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域等特に静穏を要する地域とする。

2 Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。

3 Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。

4 Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

【参考】 騒音規制法における夜間の規制基準値の範囲

第1種区域：良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域	40 デシベル以上 45 デシベル以下
第2種区域：住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域	40 デシベル以上 50 デシベル以下
第3種区域：住居の用にあわせて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域	50 デシベル以上 55 デシベル以下
第4種区域：主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域	55 デシベル以上 65 デシベル以下

【参考】 騒音の目安

デシベル	目安
40	深夜の街、小鳥のさえずり、静かな住宅地
50	静かな事務室、エアコン室外機
60	普通の会話、チャイム
70	掃除機、騒がしい街頭
80	地下鉄の車内、ピアノの音
90	大声、犬の鳴き声
100	電車が通るガード下

9 廃棄物等の保管および処理について配慮した事項

項目	具体的な内容

指針にあてはめた場合の廃棄物等の排出量等の予測

廃棄物等種別	S：店舗面積 (千㎡)	A：1日あたり 廃棄物等 排出量(t)	B：廃棄物等 の平均保管 日数	C：廃棄物等 の見かけ比 重(t/㎡)	排出予測量 A×B÷C
紙製廃棄物等		0.208×S	日	0.10	㎡ ³
金属製廃棄物 等		0.007×S	日	0.10～0.15	㎡ ³
ガラス製廃棄 物等		0.006×S	日	0.10～0.30	㎡ ³
プラスチック 製廃棄物等		0.020×S	日	0.01～0.04	㎡ ³
生ごみ等		0.169×S	日	0.55	㎡ ³
その他の可燃 性廃棄物等		0.054×S	日	0.38	㎡ ³
合 計					㎡ ³

* 建築確認の申請を行う前に、廃棄物保管場所等設置届・設置計画書兼再利用対象物保管場所設置届・設置計画書を提出しなければならない場合がありますので、事前に管轄する清掃事務所に相談してください。

(その他)

1 立地環境

計画地の周辺環境

* 計画地の周辺環境を具体的に記載してください。特に、既存の商業集積地への立地なのか、住宅地への立地なのかが明確にわかるように示してください。

用途地域

最寄り駅からの距離

線 駅から m

* 最寄り駅の改札から店舗の敷地境界を結んだ地図上の最短直線距離を記載してください。

2 建物構造および規模

建物構造

鉄骨造、鉄骨コンクリート造 地下 階、地上 階、塔屋 階 等

* 2以上の棟にわかれる場合はそれぞれについて記載してください。

店舗面積等の内訳

ア 敷地面積 _____m²

イ 建築面積 _____m²

ウ 延べ床面積 _____m²

エ 各階ごとの店舗面積および延べ床面積等

区分 階数	店舗面積	その他の施設	延べ床面積
⋮	⋮	⋮	⋮
1階			
地下1階			
計			

* 建築面積および延べ床面積の定義は建築基準法によるものとします。

3 駐輪場の計画

必要駐輪台数算出根拠

条例名		
条例による「自転車等」の定義	原動機付自転車	含む ・ 含まない(印)
	自動二輪車	含む ・ 含まない(印)
S:店舗面積	m ²	
必要駐輪台数算出式		
必要駐輪台数	台	

* 駐輪場の付置義務に関しては、土木部交通安全課に相談してください。

駐輪場の構造、収容台数および面積

駐輪場 (図面に記載の番号)	駐輪場構造 (平面式・立体式・機械式の別)	収容台数 (内、原付・自動二輪)	面積	駐輪区画の大きさ (1台あたり)	
				自転車用	原付・自動二輪用
		台 (台)	m ²	m × m	m × m
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮

駐輪場の管理体制

項目	具体的な内容
整理員等の配置	(配置場所・人数・配置日時等)
店舗営業時間外の管理等	

4 荷さばき施設の計画

荷さばき施設の面積・構造

荷さばき施設 (図面に記載の番号)	同時作業可能台数		待機スペース の有無・広さ	遮音等の対応
	想定する車両	台数		
	トン車	台	有・無 (m × m)	

搬出入車両の出入口の数

専用出入口の有無	搬出入車両の出入口の数	対応等
有・無		(「無」の理由)

5 廃棄物減量化およびリサイクルについての計画

廃棄物減量化および発生抑制、リサイクル計画の予定および概要

--

周辺住民への周知方法

--

* 廃棄物減量化およびリサイクルについての計画に関しては、管轄する清掃事務所に相談してください。

6 廃棄物等に関連する対応方策

* 食品加工時の悪臭原因物取除機器設置、換気扇等の配置位置の配慮、定期的な清掃の実施等について記載してください。

7 防災・防犯対策への協力
防災協定等締結の有無

防災協定等締結の有無	締結協定の内容
有 ・ 無	

防災協定計画の予定および概要

防犯対策への協力の予定および概要

8 街並みづくり計画の有無とその内容および配慮事項
街並みづくり計画の有無とその内容

* 計画地における街並みづくり計画の有無とその概要について、具体的に記載してください。

街並みづくり等への配慮事項

* 特記すべき事項があれば記載してください。

敷地内の緑化計画

敷地面積	緑化面積	緑化の方法	緑化率の根拠および基準
m ²	m ²		条例 %

* 建築確認の申請を行う前に、緑化計画書を提出しなければならない場合がありますので、事前に都市整備部開発調整課緑化審査係に相談してください。

景観への配慮

* 可能であれば、建物完成予想図等を添付してください。

屋外照明・広告塔照明等の計画と光害対策

項目	屋外照明	広告塔照明
照明灯の配置	(別添配置図上に記載)	(別添配置図上に記載)
照明灯の方向		
照明の強さ		
点灯時間		
光害対策		

*現時点の計画の範囲で記載してください。